

## 三田市民病院経営健全化計画進行管理委員会設置要綱

### (設置)

第1条 三田市民病院経営健全化計画（以下「計画」という。）に基づく院内での取組内容等について、院内幹部職員や院外有識者の専門的な意見等を踏まえながら、三田市民病院の経営健全化事業についての進行管理及び点検等を行うため、「三田市民病院経営健全化計画進行管理委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、事務を行う。

- (1) 計画の進捗状況について。
- (2) 計画の実施内容とその効果について。
- (3) その他、経営健全化事業に必要な事項。

### (委員会)

第3条 委員会は、病院事業管理者が指名した、院内幹部職員と、病院経営等に関する専門的知識を有する院外の有識者をもって構成(別表に掲げる委員)し、病院事業管理者が招集する。

- 2 委員会に委員長を置くものとする。
- 3 委員長は、病院事業管理者とする。
- 4 委員会の会議は、年2回(上期・下期)委員長が召集し、主宰する。委員長に事故あるときは、病院理事がその職務を代理する。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。
- 6 委員会は、非公開とするが、終了後速やかに委員会の議事概要を作成し、院内職員等に公表する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、各年度単位とする。ただし再任は妨げない。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、事務局経営企画担当において行う。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

### 付 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

【別表】(第3条第1項関連)

三田市民病院経営健全化計画進行管理委員会

委員長	佐野 博志	管理者・院長
委員	辻 正明	理事
委員	木西 實	副院長
委員	松田 祐一	副院長
委員	村上 隆蔵	事務局長
委員	吉田 啓子	看護部長
委員	松本 力	院外有識者(民間病院)
委員	坂東 義清	院外有識者(市医師会)
委員	長山 政二	院外有識者(医業コンサルタント)